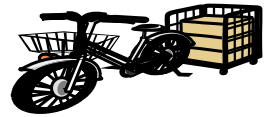


運送業者のみなさん、リヤカー付き自転車は、道路交通法上の普通自転車ではありません！

普通自転車とは、車体の大きさ(長さ190cm以内及び幅60cm以内)等の構造基準を満たすものをいい、リヤカー付き自転車は、普通自転車以外の自転車に該当します。

よって、リヤカー付き自転車は普通自転車の適用を受けないことから、運転者の不注意による標識等の見落としや認識不足により、交通違反となる場合があります。



～交通違反となる事例～

「普通自転車の通行可」を示す標識



「一方通行」を示す標識と補助標識



※ 「普通自転車」が対象であり、リヤカー付き自転車は通行できません。

※ 「普通自転車」が除かれるのであり、リヤカー付き自転車は逆方向には走行できません。

他の交通違反(路側帯通行や駐(停)車禁止場所等)についても注意し、交通法令を遵守して下さい。



大 阪 府 警 察